

時化と鮮魚介類の需要（19）

・・・（前回からの続き）

6) 特定の品種にリソースを投入すること（部分最適＝ブランディング）は「全体最適」の阻害要因にしかならない。

7) 石川県産鮮魚介類の食品（流通）ロスについて全く触れられていない。

・・・枚挙に暇がないことより、ここで止めるが、非専門家による「事務的な」ビジョンに映り、「誰が」それを読み、その評価が「誰によって」「どの様に」されるのか等疑問は尽きない。よしんばそのビジョンが「正」であったとしても、「成功」するとは到底思えないし、「失敗」しても誰もその責任を取らない（取れない）のは明らかだろう。

また、「誰のための」「何のための」水産業振興ビジョンなのかを考えると、結局のところは、「消費者のための」「（石川県産鮮魚介類の）消費拡大のための」に行きつくことになるし、そうであらねばならない。なぜなら「源泉は消費者」であるから。

したがって、当事者でもなく、生活者として（石川県産鮮魚介類を）購入したことがなく、あまり鮮魚介類を好んで召し上がっていない方々による総花的・お手盛りので現実逃避的かつ実体と乖離した空想的なビジョンを描いた「作文」と言わざるを得ない。

近年、漁業法改正（案）や卸売市場法改正により、鮮魚介類流通の①円滑化、②可視化、③利用促進（取扱量・額）に大いに貢献されるものと期待される場所である。

◇漁業法改正（案）のポイント

- 1) 漁業権を都道府県が付与する際の優先順位の規定の廃止
- 2) 密漁対策（主にナマコ・アワビ）
- 3) 資源管理は「I Q方式」を基本とする。（持続可能な資源管理）

◇卸売市場法改正のポイント

- 1) 開設者の見直し：中央：農林水産大臣の認可→認定、地方：都道府県知事の許可→認定
- 2) 中央卸売市場の取引ルールの緩和

ア) 第三者販売の原則禁止、イ) 直荷引きの原則禁止、ウ) 商物一致の原則
→各市場の関係者で協議の上、必要に応じて設定

各都道府県が、より保守的な運用に舵を切った場合は、その行く末は「廃止」となるのであろうし、上記2法の改正を「右肩下がりからの脱却」「改善のための礎」として、また、「絶好の機会」と捉え、より積極的にかつ最大限にその恩恵を享受するために、変えるべき点は、思い切って変えていかなければ「発展」どころか「歯止め」にもならない。また、その評価は正当に「結果にコミットされたもの」でなければ、全く意味はない。